



第202300113102号

令和5年8月2日

鳥取県議会議長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

(公 印 省 略)

鳥取県選挙管理委員会の委員及び補充員の改選について (通知)

令和5年12月25日をもって当委員会の委員及び補充員の任期が満了し、これらの者の選挙を行うべき事由が生じるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第182条第8項の規定により通知します。

(担当:宮本 電話0857-26-7277)

鳥取県選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

鳥取県選挙管理委員会

○委員名簿（年齢はいずれも任期満了日（令和5年12月25日）現在）

選挙管理委員

氏名	年齢	住所	職業等	委員歴
おおくち ひさし 大口 久志	79	鳥取市	元鳥取県警察本部刑事部長	平成23年12月26日～ 現在3期目
ふじむら みちこ 藤村 実千子	70	琴浦町	元琴浦町立赤碕小学校校長	平成27年12月26日～ 現在2期目
かねだ かずとし 金田 和寿	66	大山町	元伯耆町立八郷小学校校長	令和元年12月26日～ 現在1期目
やまね まさる 山根 勝	65	若桜町	若桜町商工会会長	令和元年12月26日～ 現在1期目

補充員

氏名	年齢	住所	職業等	補充員歴
いとう よしこ 伊藤 芳子	74	鳥取市	元鳥取県監査委員事務局長	平成23年12月26日～ 現在3期目
ふくしま とみこ 福嶋 登美子	67	鳥取市	ブリリアントアソシエイツ(株)代表取締役	平成23年12月26日～ 現在3期目
よこやま ひとみ 横山 ひとみ	73	鳥取市	元鳥取市立米里小学校校長	平成23年12月26日～ 現在3期目
まえた のぶこ 前田 宣子	66	大山町	(株)森谷商会	令和元年12月26日～ 現在1期目

○地方自治法（抄）

（選挙管理委員会の設置及び組織）

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、四人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

（選挙管理委員及び補充員の選挙）

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。

3 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時間が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

4 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

5 委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなってはならない。

6～8 略

（任期）

第183条 選挙管理委員の任期は、四年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充員の任期は、委員の任期による。

4 略